

平成22年度 第2回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成22年6月1日(火)

新宿区 区長室 区政情報課

午後2時開会

【会 長】ただいまより、平成22年度第3回新宿区情報公開・個人情報保護審査会を開かせていただきます。委員の方々、どうもご出席くださりまして、大変ありがとうございました。

ただいまより始めるわけでございますけれども、まず最初に前回の審議会で紹介できなかった委員を、事務局のほうからご紹介させていただきたいと思います。

区政情報課長、よろしく申し上げます。

【区政情報課長】それでは、事務局からご紹介させていただきます。

かわの委員です。

【かわの委員】かわの達男です。どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】鍋島委員です。

【鍋島委員】鍋島です。よろしくお願いいたします。

【会 長】よろしいですか。

それでは、次に、本日の議事に入ります前に、本日の資料につきまして、事務局のほうからご説明いただきたいと思います。

【区政情報課長】今回、事前にお送りしました資料は、資料15の「新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金支給事業にかかる個人情報の目的外利用について」から、資料27の「新宿区立学校イントラネットシステム運用保守委託等について」までとなっております。机上に配布しました資料といたしましては、「変更後の次第」、資料28の「平成21年度新宿区情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について」と、前回の審議案件でございました資料6、「（仮称）新宿区自治基本条例区民アンケートについて」の実際の本物の資料という形になっております。こちらのほうはごらんをいただければと思います。

次第の変更箇所でございますが、大変申しわけございませんが、資料18の「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査業務委託について」と、資料21の「新宿区立図書館2館（鶴巻・西落合）への指定管理者制度への導入について」の順序を入れかえさせていただいております。

また、資料22の「自殺の実態調査委託について」は諮問事項でございますが、説明者の都合により説明の順序を変更させていただいております。

また、資料15の「新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金支給事業にかかる個人情報の目的外利用について」と、資料16の「新宿区特別永住者等福祉特別給付金支給事業にかかる個人情報の目的外利用について」は、内容に関連がありますので、一括して説明をさせていただきます。

ます。前回の審議会で審議が未了となりました資料13の「若葉地区の事業推進に向けた地区計画見直し等に係る業務委託について」は、次回、第3回、7月7日の審議会でご報告をさせていただきますと考えております。

また、本日は案件がまた15番までと非常に多いんですけれども、12番目の資料25、「特定健診特定保健指導事業の分析業務委託について」までは、本日の審議会でご議論いただければと思います。よろしくお願いいたします。

また、審議案件、非常に多くなっておりますので、大変申しわけありませんが、効率的なご審議のほど、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

【会長】ありがとうございました。

それでは、これから次第に沿いまして、議事に入ります。

なお、今、課長さんからお話がございましたように、時間の面ではどうぞご協力をお願いしたいと思います。必要な時間をどうぞお使いくださいませ。

それでは、早速でございますけれども、資料15に入ります。

「新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金支給事業にかかる個人情報の目的外利用について」でございます。ちょっとめがねを忘れてきましたので、少し読み方がおかしいかもしれません。どうぞお許してください。

それから資料16でございますけれども、これは読まなくてよろしいですね。ごらんのようなものでございます。資料15、16についてでございます。

どうぞ、ご説明、よろしくお願いいたします。

【高齢者サービス課長】高齢者サービス課長でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料15と16、類似の内容案件ですので、私のほうから一括してご説明させていただきます。恐縮ですが、資料15と16、できれば横並びにさせていただいて、一緒にごらんになっていただくと大変よろしいかと思っております。

どちらも個人情報の目的外利用につきましての諮問でございます。私、資料16のほう、「新宿区特別永住者等福祉特別給付金」、こちらのほうをもとにご説明させていただきます。

この両福祉特別給付金及び障害者特別給付金でございますが、これはこの4月から新宿区が始めた事業でございます。担当課はそれぞれ高齢者サービス課と障害者福祉課でございます。目的ですが、国民年金上、老齢福祉年金等を受けることができない特別永住者等の方に対し、福祉特別給付金を支給して、当該特別永住者等の福祉の向上を図るというものでございます。

もう少しこれを詳しくご説明いたしますと、無年金の特別永住者の方なんですが、1986年4月1日時点で60歳を超えていたという理由で、老齢福祉年金の受給が認められていない無年金の高齢者、定住外国人の方と、また1982年1月1日時点で20歳を超えていたという理由で、障害福祉年金の受給が認められていない無年金の障害者の定住外国人の方に対して、福祉の視点から特別給付金を支給するというものでございます。

対象者のほうに入りますが、特別永住者というものは今、申し上げましたように、日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱したもの等 この「等」というのは帰化された方等も含みます、の出入国管理に関する特例法に規定する特別永住者、その他これに準ずると区長が認めた者とするわけです。老齢基礎年金等の受給資格、あるいは障害基礎年金等の受給資格を有さない特別永住者の方のうち、新宿区に外国人登録または住民登録を行った日から引き続き2年以上経過している方で、そこに書かれております要件すべてを満たされる方という者が対象者の方でございます。

福祉特別給付金のほうですが、(1)として1926年(大正15年)4月1日以前に生まれた方、(2)、(3)、(4)はこれは両特別給付金共通でございますが、特別永住者であった方で帰化した方を含みます。それから公的年金(年額48万円以上)を受給していない方、生活保護法に基づく保護を受けていない方ということでございます。それから、福祉特別給付金のほうの(5)、これはもう一つのほうの重度障害者特別給付金を受給していない方ということでございます。それから福祉特別給付金のほうは、本人の前年中の所得が基準額(159万5,000円)以下の方です。

それから、重度障害者特別給付金でございますが、こちらのほうは対象者の(2)身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度または精神障害者保健福祉手帳1・2級の方、それから1982年(昭和57年)1月1日前に満20歳に達した方で、1982年1月1日時点で日本国外で外国人登録をしていた方、それから(4)1982年(昭和57年)1月1日前に、重度障害者になった方、または1982年1月1日以降に重度障害者になった方が、障害が発生した原因となる傷病の初診日が満20歳以降で、1982年1月1日前に受診した方です。それから(7)になりますが、重度障害者特別給付金のほうは本年の前年中の所得が基準額(360万4,000円)以下の方でございます。

それから事業内容ですが、福祉特別給付金のほうは対象要件をすべて満たす方に対し、申請に基づき、福祉特別給付金を月額2万円支給させていただきます。重度障害者特別給付金のほうは月額3万円の支給となります。実施時期は22年4月1日から。

想定人数でございますが、福祉特別給付金のほうは大体20人程度かなと。それから重度障害者特別給付金のほうは5人程度じゃないかなという想定はしております。

周知方法でございますが、区の広報、あるいはホームページで周知を図るとともに、外国人団体、これは大韓民団あるいは朝鮮総連というところでございますが、を通じて、チラシと申請書の配布・協力を行っていただいております。今後、外国語広報等も利用しながら、さらにPRを努めていくという予定でございますが、現在のところ、福祉特別給付金のほうの申請が3件、それから重度障害者特別給付金のほうの申請は0件という状態でございます。それもございまして、区のほうでもう少ししっかりと対象者を把握したいなというところで、きょうこの案件を諮問しているところでございます。区で保有する各種の情報、この辺を利用いたしまして、対象者をもう少ししっかりと把握して、そしてその対象者の方に個別に対応して、この受給に結びつけていきたいというところでございます。

きょうお願いいたしますのは、ちょっとページをめくっていただきまして、まずは外国人登録情報の目的外利用でございます。外国人登録情報の保有課は戸籍住民課でございまして、庁舎8階にあるホストコンピュータに情報は入っております。これを高齢者サービス課、障害者福祉課が利用するわけでございますが、目的外利用を行う理由ですが、各課で保有する情報を利用して、対象者を把握し、個別に受給対象者であるかどうかを確認して、特別給付金の受給に結びつけていく必要があるためでございます。目的外利用を行う情報項目ですが、氏名（通称名）、住所、生年月日、性別、電話番号、外国人登録番号、在留資格、区民日でございます。使用する記録媒体、これは電算情報を紙に打ち出してもらって利用するというところでございます。目的外利用の時期、期間は、本審議会ご承認いただいた後、以降継続して利用したいというところでございます。

それから、次、めくっていただきまして、国民年金情報の目的外利用です。こちらのほうは医療保険年金課が保有している国民年金の情報でございます。こちら区も区のホストコンピュータのほうに情報が入ってございます。こちらで目的外利用を行う情報項目ですが、氏名（通称名）、住所、生年月日、性別、住民番号、受給年金種別、年金証書番号でございます。あとは一緒でございます。

それから、次にまためくっていただきまして、3件目は生活保護情報の目的外利用でございます。生活保護情報の保有課は生活福祉課で、この情報は生活福祉課に置いてありますサーバのハードディスクの中に情報は保有されております。目的外利用を行う情報項目は、氏名（通称名）、住所、生年月日、性別、決定年月日、廃止年月日でございます。

それから、重度障害者特別給付金、こちらのほうはもう1件、医療費助成情報を目的外利用させていただきます。この保有課は保健予防課でございます。これも区のホストコンピュータのほうに入っている情報でございます。目的外利用を行う情報項目といたしましては、氏名（通称名）、住所、生年月日、性別、住民番号、電話番号、それから精神障害者保健福祉手帳の等級でございます。それから有効期間開始日、有効期間終了日、交付年月日。

今、申し上げたすべての情報を、まだちょっとレイアウトは想定していませんけれども、できれば1枚の紙の中に盛り込んで、一つの情報として把握していきたいというふうに考えております。それらの情報を全部突合いたしまして、それまでに申請が上がっていない方というのを割り出しまして、個別にその方々にアプローチをかけて、この給付金の漏れのないようにというところを計画しております。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

ただいまは資料15と16を一括してご説明いただきました。どうぞご質問、ご意見がございましたら、どちらでも結構ですので、一括してお願いしたいと思います。どうぞ。

【川村委員】川村です。

必要な方にこの給付が行われるためということで、これは必要なことだとは思いますが、その中で確認といいますか、お伺いしたいんですけれども、確かに年金ですとか、あるいは外国人登録の情報が必要だというのはよくわかるんですけれども、生活保護の情報ですとか、医療費助成、当然中身も繊細な内容だとは思いますが、こういうものを突合させてやる必要というのは、対象者を絞り込むということだとは思いますが、どの程度必要なものなのかということと、データとして突き合わせて、紙にしていくということですが、こちらのほうの対象者の方というのは、基本的にこれからふえるということはないとは思いますが、必要な方に行き渡ればのことですが、今後の具体的な管理ですとか、その2点をまずお伺いしたいと思います。

【会長】どうぞ。

【障害者福祉課長】障害者福祉課長です。

基本的に、生活保護法に基づく保護を受けていないという方が対象になるというような要件がございますので、その内容の支給の廃止年月日だとか、その辺まで含めてという幅については確かにどの程度までというのはございますけれども、基本的に現在受けているか、受けていないかという情報については、最低限ちょうだいしないと対象の要件に合っている方なのかど

うかという判定が、私どもはできないということがありますので、そこを含めてちょうだいしたいという現実的な内容がございます。

この管理につきましては、もちろん施錠ができるところにしっかり保管をしながら、随時、申請時に要件確認をさせていただくということも今後必要になってまいりますし、基本的にはご案内を差し上げると、勧奨するために、今回一覧表を一度つくらせていただいて、段取りをとらせていただきたいというのが主たる大きな目的になってございますが、その後引き続き、実際に委員がご指摘のとおり、ふえるという状況ではございませんので、その方々がご申請にいらっしゃったときに、間違いなくその要件に当たっているということを確認するための資料として、保管をさせていただきながら活用していくということを考えているところでございます。

【会 長】どうぞ、川村委員。

【川村委員】確かに対象者が余りにも、例えば個別の勧奨をするにしても、絞られてこないとなかなかそれはしづらいというのはよくわかるんですけども、申請した段階で確認するとか、当然生活保護を受けている方についても、精神障害医療費助成を受けているという方についても、非常に情報というのは本当の個人情報ですよ、これは。それだけにそういう勧奨する上で、区のほうとして使いたいということはよくわかるんですけども、むしろ広くご案内して、個別に申請時点で対象者がどうかを確認するということだといけないのでしょうか。

【会 長】どうぞ。

【障害者福祉課長】もちろご指摘のような方法もこれまで4月に実施をしてきた中で、民団であるとか、総連にお願いをして、十分に周知をしていただいた中で対応してきているというように実態でございますけれども、この約2カ月ちょっと経過をした中で、やはりある程度対象となり得る方にはしっかりご案内を差し上げて、お知らせをするといったところをきちんとやっていかないと、なかなか私ども、障害者の各区が今取り扱っているところでも、一番多くて4件といった状況もございますので、できる限り対象となる方にはしっかり対象となる旨をお伝えをして、ご利用いただければというような考えに立ってございますので、今回このような対応をとらせていただいたという経緯でございます。

【会 長】どうぞ。

【川村委員】確かに他区の事例でも、この間こういう制度が必要だという提案も、私どもさせていただいたこともありますし、非常に限られた方だというのは重々よくわかるんですけども、そういう方へ具体的なご案内をしたいということは重々わかりますけれども、やはり今い

ろいろ配慮は当然のことということはありませんけれども、その個人情報取扱いについては、確かに対象になる方がご高齢だということもありますから、その方に対して情報をどういうふうにお届けするかということも難しさがあるというのは、確かに従来のやり方ではよくわかるんですけれども、その配慮はしていただくということを特段にお願いしたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

【障害者福祉課長】ご指摘のように極めて高いプライバシー情報でございますので、その点は十分に留意をして対応していきたいというふうに考えております。

【会 長】よろしいですか。どうぞ。

【副 会 長】関連ですけど、この要件を見ていますと、所得要件が入っているんですけど、それはどのデータからチェックしようとしておられるかわからないというのが一つと、それから例えばこの福祉特別給付金のほうで、どちらでもいいんでしょうけど、それで見ますと外国人登録名簿から抽出するというのを見ますと、この必要でやりますと、生年月日と在留資格、在留資格は限定されているようなんで、特別永住者ということで、たった数名を選ぶときに、これ、数十名か数百名出てくるんじゃないかなとか、次の国民年金のデータから取り寄せているときに、これだと生年月日と年額48万の人が抽出されるのかなと。48万円以上。これも相当な数が出るんじゃないかとか、何かこの抽出の条件が広すぎるんじゃないかと思うんですけれども、これはどういうふうにしてやるつもりなのでしょう。

【会 長】どうぞ。

【高齢者サービス課長】まず抽出の条件が広すぎるという話でございますが、特別永住者という枠を入れますので、その中でこのような在留資格とかそういうところの区分で抽出してくるというところでございますので、そんなに大きな数にはならないというふうに認識しております。

【副 会 長】それは1つ目、その後の年金は。

【高齢者サービス課長】それからもう一つの所得基準でございますね。こちらのほうは、老齢福祉年金の所得制限と同じような形で基準を持ってしまして、申請した方につきまして……これはご本人様に税証明を持ってきていただいて、それで確認をするというところでございます。

【副 会 長】これは広げようというんだから、申請とかそういうのがない人じゃないかというのがまず1点と、だから所得制限をどうやって抽出しようとしているのか。最初の外国人登録について在留資格、特別永住者という条件をつけると何名くらい取り出されるのかとか、次の国民年金のデータから取り出したこの利用項目からだけを抽出条件にしますと、年額48万円以



上の方が、全員生年月日と、48万円以上の方が全部抽出されるんじゃないでしょうか。そういうデータのとり方、先ほど川村委員だったかな。おっしゃった、要するにちょっとデータのとり方が、ある意味では結構重要な個人情報になるかもしれない。これは意外に広くとっちゃうんじゃないか、こういう条件だと。だからもうちょっと情報の利用方法、特に目的外利用ですから、抽出する条件の設定をもうちょっと上手にやってもらわないと、むだな情報がどんどん流れ出るんじゃないかという質問なんですけど。

【会 長】どうぞ。

【高齢者サービス課長】先ほど申し上げましたが、大体福祉特別給付金のほうは20名程度という想定を、予算を組み立てる上でもしております。

今度欲しいのは、その数字だけじゃなくて、具体的にその方々のご住所、お名前が欲しいということで、ここに挙げてきたものでございまして、ですから、多分出てきても20件程度ではないかなという想定はしております。

【副 会 長】2つ目の国民年金課の情報を取り出すのをちょっと見てほしいんですけども、どういう抽出方法をするのか知りませんが、目的外に利用する情報項目というので幾つも並んでいますけれども、この中で抽出の基準になりそうなものは生年月日と、私わからないんですけど、受給年金種別というのでひょっとして公的年金が年額48万以上の方ということのようなので、ここで何か方法があるのかなと思うけど、別に年金額が入っていないんで、仮に48万円以上の、公的年金、私よく金額がどれぐらいの人がどれぐらいいるのか知らないんですけど、48万円の方が新宿区にはたった数十人しかいないんじゃないでしょうか。何百人も出てくるという情報じゃないでしょうかという質問をしているんですけど。

【障害者福祉課長】48万円以上の方を除くということになりますので、逆に48万に到達していない方を対象とするということになりますから、ごくごく少ないということは現実的にございます。ただ、厚生年金の額を合算をして、最終的には判定をするというようなことになりますので、いわゆる国民年金の額だけで要件を定めるといようなことにならない部分が若干ございまして、その辺をどういうふうに対応するかというのを検討した中でこのような形で、一応48万円に到達していない方を対象に抽出をさせていただくというような段取りで進めさせていただきます。予定でございます。

それから、精神障害者の場合は、これは手帳の1・2級が対象になっていると、重度心身障害者のほうの特別給付金の場合は要件がございまして、ここもそれで条件をかせさせていただきますというような形で、それぞれ対象となり得る方の条件をきちんとかけて、リストアップを

させていただくということで対応させていただく予定でございます。

【副会長】だからそれはその情報提供の項目に入っていないとおかしいんじゃないですかという質問なんですけど、だからそれが必要ならそれを書かないといけない。

【区政情報課長】副会長、事務局ですけれども、今ちょっと説明していますのは、目的外利用が外国人登録と国民年金とこういった条件が、アンド条件なんですね。外国人登録をされている特別永住者の方で、なおかつ国民年金の方でという形でやっていますので、該当者が絞られるという形になります。

【副会長】わかっているけど、さっきも言ったように所得制限も入っていないし、だから今の外国人登録については在留資格というところで永住の方というのがピックアップされるのかなと思うんだけど、国民年金については48万のチェックがここにはないんじゃないかという質問をしているんです。ここに書いてある問題。だから国民年金の給付額というのがどこかでわかるんで、それを調べるんじゃないの。だからそれを制限した範囲の人について、この情報を提供するというふうにやってもらわないといけないんじゃないですか。言いかえたら。そのことの情報金幾らがどうこうじゃなくて、48万円以下の人についてここに記載されている情報を提供してくださいと、こういうことになるんじゃないかですか。国民年金の関係では。違いますか。

48万でさらによそでもらって、加算されて除外される人もいるかもしれませんが、これは48万以上の人はこれは要らないわけでしょう。例えば今の国民年金の話だけど、48万円以下の人について、この下記の項目を提供してもらおうと、こういうふうに。ちょっと先ほど川村委員からも出た、ちょっと情報のとり方がアバウトじゃないかなと。

【障害者福祉課長】所得の件でございますけど、これは税務課のほうとの協議の中で所得、収入の情報については目的外利用をできないということで、対応ができないという前提で今回の中で制限がかけらずに、ご本人様にお持ちいただくというような対応をせざるを得ないというような状況でございますので、ご報告させていただきます。

【会長】どうぞ。

【高齢者サービス課長】今、副会長がおっしゃられたとおりでございますして、この諮問の形ですと、範囲が広いように出てまいりますので、私ども、当然福祉のほうですと20名ぐらいという想定がちょっと頭にあったもので、このような書き方になってしまいました。

【会長】どうぞ、赤羽委員。

【赤羽委員】赤羽ですが、この事業は、もう他の地域が幾つかやっけていらっしやいますよね。

いわゆる想定人数というか、もうかなり人数少ないし、どの地域でもね。それはわかるんですけども、例えばほかの先進してやっぺらっぺらる区市町村でも、このような形で追いかけると言ったら変ですけども、目的外利用なんかを使いながら、矢が当たるところまで、こういう形で利用している事例というのはあるんですか。

【高齢者サービス課長】ほかのところ、11区ぐらいやっているんですが、確認したところではそこまではやっていないみたいです。団体さんについても新宿区は総連さんと民団さん両方行きましたけど、1つだけとかいうところ。あるいはもう広報だけというようなところもございまして、ただ、新宿区はちょっと後発でございましたので、こういう形でもし漏れている方がいたら、ちょっとすくい上げようかなということで、このようにやらせていただきたいということで諮問させていただいております。

【会 長】どうぞ。

【赤羽委員】民団さんなんかのニュースでも、かなりこのことに関して大きくスペースを割いて広報されているんですね。それで区が国にかわってと言ったら変ですけど、本当に丁寧な、申請主義だから丁寧な形でというのも実情的にはわかるんですけど、すごく突出したイメージはありますよね。例えばわかっているかもしれないけど、こういった事業が起こるということがわかっているけど、あえて手を挙げていないような、そういうことを意図している人もいるということもやっぱりあるかなということも。これは別に個人情報の部分のあれとはあれですけども、そういったことで慎重に慎重を期して、両方の方もやっぺらっぺらるので、それはここで私もとやかく言うあれでもないんですけど、そういう見方もあるということでひとつ意見を述べさせていただきます。結構です。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】すみません。1点ちょっと確認だけさせていただきたいんですけども、先ほどのご説明の中でなんですが、アプローチをしていくというご説明があったんですけども、今回のこの件名は有資格判定のための目的外利用となっているんですが、それプラスアプローチにも、この個人情報を利用されるのかなと。そこだけちょっと目的外利用されるのかなと、そこだけ教えていただけますか。

【高齢者サービス課長】アプローチ、申請予定される方がどの程度、どういう方がいらっぺらるかというのをつかみたいがためにということで利用させていただきまして、その資料をもとに個別にご訪問なりをさせていただこうかなというふうに考えております。

【ひやま委員】ということは判定以外にも、その個人情報をもって目的外利用をして、個別訪

問まですると。

【高齢者サービス課長】資格があるという方を見つけるためという意味のこの目的外利用ということ。有資格があるという方をリストに打ち出したいなというところです。

【ひやま委員】その範囲が今回の諮問事項という理解でよろしいわけですね。はい、わかりました。

【会 長】どうぞ、井上委員。

【井上委員】先ほど副会長のほうから話がありましたけれども、今回6つのデータを名寄せをしていく形なんですけれども、個人情報の記録媒体は紙なんですけれども、紙で6枚の紙で、いわゆるアンドをとっていくという形で、先ほども課長のほうから話がありましたけれども、だれが対象者かを特定していくというときに、6つの紙を合わせてやっていくというのは非常にミスとか間違いが起こったりするんじゃないかと思うんですけれども、むしろファイルで名寄せをきちんとしてやったほうが間違いは起こらないんじゃないかと思いますが、そこはいかがでしょうか。

【高齢者サービス課長】もともとの件数がそんなに多くないというふうに見ていますので、20件ぐらいだというふうに見ていますので、手作業で大丈夫かなという判断でございます。

【井上委員】了解しました。

【会 長】ほかにございますか。どうぞ。

【障害者福祉課長】今6枚の紙というお話がありましたけど、これ条件かけてできる限りまとめていくというような形で、今、情報政策課と今調整中でございます。それぞれ別々という場合については、先ほど課長がお答えさせていただきましたとおり、それぞれ少ない件数なので、人間が突合するということが起こりえますけれども、情報システムのほうで名寄せが全部できてしまえば、ある程度1枚、または2枚の紙で情報整理していくということで、今調整をかけているところでございます。

【井上委員】ということは確認なんですけど、各諮問事項の右側に書いている利用先の部分の、個人情報の記録媒体と書いてあるのは、正確に言うと紙じゃなくて、電子媒体ですね、これ。名寄せしたものが紙になってということですね、これ。

【障害者福祉課長】もとは全部磁気記録でございまして、それを最終的にペーパーでいただく、こちらですね。提供を受ける側、利用先のほうはペーパーで利用させていただくということでございます。

【井上委員】わかりました。

【会 長】ほかにございますか。どうぞ。

【かわの委員】かわのです。

この制度はほかの区や自治体では、もう結構今お話にもありましたけれども、実際にやっているところもたくさんあるわけですが、新宿区は今年度初めてこの制度を実施をするわけですが、私の感じではとりわけ新宿というのは、いわゆる在日の方がたくさんいて、とりわけ特別永住者という方、いわゆる1世の方がかなりいて、高齢の方もいらっしゃるわけですね。必ずしも民団やあるいは朝鮮総連に加盟している人だけじゃない、そうじゃなくて暮らしている方もいるというふうに聞いていますので、これだけの条件をしっかりと、先ほどからあるように個人情報の保護なり、あるいは管理が本当に大事にしてもらって、しかし、せっかくつくられた制度をできるだけ資格のある人には、幾ら申請とはいえ、そういう高齢者で、場合によっては日本語も余り上手じゃないという人もいるわけで、ぜひ丁寧に区のほうで働きかけて行って、資格があるのにもらえなかったという、あるいはもらいたいのにももらえなかったということがないように、もう既に3人の方は出ているということですが、十分個人情報についてはしっかり保護しながら、しかし施策としては積極的に進めて行ってほしいということ、これは意見ですが、申し上げておきます。

以上です。

【会 長】ありがとうございました。ほかにございましたら、どうぞ。

【鍋島委員】今、ひやま先生、久保先生の続きなんですけれども、やはりそうするためにせっかくここにこういう判定の目的外利用が出ているので、やはりこれをそういうところにも使えるように、判定だけではなくて、そういう個々にお知らせするところにも使えるような、やはり私たちのほうも日にちがそんなに多く出てこられるわけないですから、もう一回やるのではなくて、これで、でも使えますよというものにしたほうがいいと思うんですよね。ただ、判定だけではもう一回またそれに使いますからというのは、ちょっと筋が違いますので、また出していらっしゃるんじゃないかと思imasので、だからそのところはやはり両方で使いますよということで承認を私なんかはしたいと思って、いいことなので。

【高齢者サービス課長】すみません。今、鍋島委員からいただきましたけれども、タイトル、有資格判定となっておりますけれども、個別にアプローチさせていただくということで使わせていただきたいと思imas。そういうことでご理解いただければと思imas。

【会 長】ほかにございますか。

それでは、今、資料15と16と一括して、いろいろとご質問をいただきました。これからご判

断は別個にしていきたいと思います。

資料15ですけれども、これに関しましては承認ということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ただし、いろいろとご意見が出ましたね、今ね。副会長からは制限するような文言にするべきですとか、委員のご意見とかいろいろいただきました。そういうご意見をいただいて、文章を多少変えていただくということを前提にして承認ということによろしいですか。

どうぞ。

【高齢者サービス課長】ちょっと文言内容を変えさせていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

【会 長】じゃ、そういうことでお願ひいたします。

それでは資料16のほうにまいります。

16では、まだ質疑をしたいという方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

それではこれは承認ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ありがとうございました。

どうもご苦労さまでした。

それでは、資料17にまいります。「食中毒調査支援システム（Web会議システム）の利用について」でございます。それでは、ご説明、よろしくお願ひいたします。

【衛生課長】それでは、「食中毒調査支援システム（Web会議システム）の利用について」、電子計算機の外部結合がございますので、諮問ということでご説明をさせていただきます。

資料17の2ページ目をお開きいただきたいと思います。まず、最初にこの支援システムの利用についての事業について、概要を説明させていただきます。目的は健康危機管理対応として、厚労省や都道府県の食中毒対策担当者が平時、あるいは広域食中毒事件発生などの緊急時にインターネット上におきまして、Web会議を行うためでございます。これを使う者としましては当課の食品衛生監視員24名でございます。具体的な事業内容でございますが、現在、広域的な食中毒事件が発生した場合、担当者は食品衛生法58条、これは食中毒患者を報告する義務というものでございますが、これに基づいて食中毒事件等に関する報告などを電話、ファクスを利用して行っています。が、今後はより迅速な情報共有を厚労省や都道府県等の担当者と対策を図るためにWeb会議を利用するということにしたいと考えております。

この利用開始によって期待できる具体的な効果としましては、一つには全国に点在する拠点

間で迅速に情報共有ができるということ、2つ目には迅速な意思決定とより確実なコミュニケーションを実現するため、従来の情報共有や情報伝達、意思決定方法のメリットを組み合わせた効率的な方法が実現できます。また3つ目としましては、画面が見えるものですから、資料を共有しながらの会議が可能となると考えております。

そこでWeb会議を利用するためのシステムの構築でございますが、衛生課に設置されているL G W A N接続パソコン1台でございます。これを厚労省より配布されるカメラとマイクヘッドフォンを当パソコンにセットをして、Web会議に参加しようというものでございます。

3ページ目、外部結合の関係につきましてご説明させていただきます。食中毒調査支援システム利用に係る厚労省ほか関係自治体との外部結合でございます。登録名称は緊急時対応支援機能です。結合される情報項目は、一つには個人の範囲でございますが、食中毒患者または食べた方、または調理した施設、飲食店等の調理従業員の氏名、住所、性別、年齢、職業等がございます。2つ目の結合項目ですが、リアルタイムに複数メンバー間で患者などの個人情報、先ほど申し上げた含まれる情報をやりとりするというものでございます。結合の相手方はここにありますように、厚労省、地方厚生局、国立研究所、都道府県など、また特別区23区なども含まれてございます。結合する理由としましては、このシステムを活用することは緊急の対応が必要と思われる事態が発生した際に、国や他自治体の担当者をWeb会議上に招集をしまして、リアルタイムの討議を行うことで効果的な情報共有が図れる。つまり、防止や対策に効果的になるというふうに考えてございます。

結合の形態としましては、L G W A N回線及びインターネット回線を使用して、厚労省のサーバへアクセスをするというものでございます。結合の開始時期と期間ですが、22年7月、こちらのほうでご承認いただきました後、7月から始めたい。それ以降、継続して使用したいと考えております。

情報保護対策としましては、Web会議システムを利用するためのユーザーID及びパスワードはL G W A N接続パソコンとともに、鍵つきの引き出しに保管しまして、適正に管理をしております。このことによって保護をしております。

4ページ以降の資料につきましては、このWeb会議ができるように使用したときのイメージでございます。例えば4ページは、パソコンの画面に8人の関係者がこのように一堂に集まって、それぞれ意見交換、情報交換ができるという、そういうイメージをお示しさせていただきました。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見がありましたら、よろしくお願いいいたします。

どうぞ、かわの委員。

【かわの委員】かわのです。

いわゆるこれを利用するような状況というのは、例えばどこかの居酒屋で単発、カキを食って腹を下したって、そういうのは多分ないと思うんですよね。例えば従来、これを利用してやるうというような状況というのは何か考えられる状況、これまでの経験からあるのか。例えば0-157とか、そういうことなのかなというふうに思ったりもするんですけど、どんな状況のときにこれが利用されるんだろうか。ちょっとイメージがわかれば。

【衛生課長】やはりこういうところで全国の自治体関係者に情報を共有するとなりますと、直近で浮かぶものとしては中国関係のぎょうざ事件、ああいったものが考えられます。

【かわの委員】わかりました。

【会 長】ほかにございましたら、どうぞ。

では本件につきましては承認ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では承認といたします。どうもご苦労さまでした。

それでは、資料14の「児童・生徒体力テストの集計・分析処理業務の委託について」でございいます。どうぞ、ご説明ください。

【教育指導課長】教育指導課長でございます。よろしくお願いいいたします。

まずご報告する前に、審議会の日程の関係で、本件が事後報告になってしまったことをまずおわび申し上げます。申しわけありません。

それでは、1枚おめくりいただきまして、事業の概要をごらんいただきたいと思います。目的の欄でございます。区立小中学校に在籍する児童・生徒の体力向上を図るため、各学校で実施している体力テスト結果の集計・分析を通して、新宿区における体力の基礎資料を得るとともに、教育委員会及び各学校における体力向上に係る施策や取組等に反映させる。または、児童・生徒の体力向上への意識啓発を図るというものでございます。

ここで一つ肉づけしてご説明させていただきますと、実は従来から国では体力テストを実施しておりまして、小学校5年生と中学校2年生の全国の学校の調査を行ってあったところでございます。そうしますと、小学校5年と2年生につきましては全国のデータ、そして都道府県ごとのデータが出るとともに、私どものところには新宿区としてのデータをいただきましたし、



その実施した学校にも当然学校のデータをいただけたものでございます。

しかしながら、平成22年度、今年度は国が若干方針を変えまして、小学校5年生1校の抽出と、中学校2年生は2校の抽出、これは新宿区の場合でございます。ということになったのでございます。そうしますと、恐らく全国そして、都道府県別はデータとしては出るとは思われまじけれども、この抽出校からいきまして、新宿区としてのデータは出ない。そして従来実施してきた学校、全校を実施していたわけですけれども、抽出された学校以外は何らデータが出なくなってしまうということになるところでございます。

そこで、区として集計・分析をすることにより、区のデータ、学校のデータが得られるために、区及び学校における体力向上の施策や取組に生かせるということ、また、一人一人の児童・生徒さんにも個人カードというものを返してあげることにより、体力向上への意識啓発を図ることができる考えたということでございます。

もう1枚、ペーパーをおめくりいただきたいと思います。左上に別紙、業務委託と書いてあるところでございます。4段目でございます。委託に伴う事業者処理をさせる情報項目でございますが、 から まででございますが、特にこの につきましては従来国に提供していたものと同じデータでございます。

その3つ下をごらんいただきますと、委託の内容でございます。4つ考えてございます。各校で実施した体力テストを記録票のデータの集計及び分析、個人カードの作成、教師指導用の分析資料の作成、教育委員会事務局用資料の作成、これを考えてございます。その下、委託の開始期間及び期限は表記のとおりでございます。なお、本日もご了解をちょうだいできましたらば、次年度以降も継続して、このような分析業務委託をさせたいと考えているところでございます。

一番下の項目でございます。委託事業者に行わせる情報保護対策でございますが、1、2、3等となっております。ここをちょっと肉づけしてご説明申し上げます。まず業者はこの業務に当たって取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定をいたします。学校から到着しました帳票につきましては暗証番号で電子ロックが施錠されている部屋で確認作業を行いまして、この部屋についてはその取扱責任者と取扱者以外は入れないことになってございます。さらに入室前に、個人ロッカーに私物をすべて入れまして、携帯電話等々も一切持ち込むことはできません。

帳票の保管につきましては、部屋の中の施錠された保管庫で保管をいたします。また、パソコン等による集計作業を行う部屋には、さらに指紋認証を行わなければ入室できないようにな

っておりまして、加えましてID、パスワード等によるアクセス制限を行います。作業を中断して、離席をする場合はパソコンを必ずロックし、かぎ台帳に書きますので、作業状況につきましても責任者が把握をすることができるということになってございます。最後に作業が終了いたしましたら、すべての帳票は私どものほうに返却をさせるということ、そしてそのパソコンに残っているデータをすべて消去させるというような段取りになってございます。

以上で説明を終わります。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

【川村委員】川村です。

聞き漏らしたと思うんですけども、作業そのものはどこで、段取りとかデータがどのように個人情報が保護されるかというのは今伺ったんですが、作業そのものはどこでされるのでしょうか。

【会長】どうぞ。

【教育指導課長】このたび、委託先は東京書籍株式会社となっておりますけれども、いずれの場所かということにつきましては、私どもは把握していないところでございます。

【会長】どうぞ。

【川村委員】そうしますと、先ほどおっしゃったような手順、段取りで進められるということをお東京書籍のほうから説明を受けて、新宿区のほうとしてはデータを提供して処理してもらって返してもらおうと、こういう段取りだという理解でよろしいでしょうか。

【教育指導課長】そのとおりでございます。

【川村委員】わかりました。

【かわの委員】かわのです。

1つは今に関連しているんですけども、そうするとちょっと丁寧に説明していただいた一番最後の項目が、このとおりにやられているかどうかというのは、区は直接、例えばそこへ立ち会って見るとか、あるいは検査をしてみるとか、そういうことはするんですか、しないんですか。それともしないとなれば、全部任せということなの。その辺はどうなの。

【会長】どうぞ。

【教育指導課長】基本的にそれにつきましては、私どもが立ち会って確認するということはいたしませんけれども、この委託業者につきましてはプライバシーマーク、承認事業所という形で、しっかりとしたそれがなし得るということをお称するということ業者として登録されているもの

でございますので、それにつきましてはしっかりとしたこのようなことでなされるということで、私どもは認識をしております。

【会 長】どうぞ。

【かわの委員】じゃ、それはもうあくまでもこの業者を選定した過程において、ここを100%信頼をしてやると、そういうことなんですか。ほかの方法はなかなかないのかもしれないけれども、しかし、それだけで本当にいいのかなという気もちょっとしますけれども、今回はともかくとしてこの種の情報保護対策というのを幾ら立派に書いても、それがそのとおりに本当にやられたかどうかというのが、発注者のほうがきちんと確認できるという何かそういうものも一方ではまた必要なんじゃないかなというふうに、私はちょっと感じました。

それから、もう一つは6,480人というのは、この内訳はどういうふうになりますか。

【会 長】どうぞ。

【教育指導課長】2点、ただいまご質問をいただきました。

まず1点目でございますけれども、一つ特記事項の中にも書き込んでございますけれども、基本的に作業状況については記録をとらせておまして、これは最終的には提出をさせますので、それで確認ができるということ、そして間違いなくすべての帳票を私どものほうに返還させるということと、また、データも消去したということに記載させたものを提出させますので、あとはそれで信頼するということになってございます。

今の2点目でございますけれども、これにつきましては小中学校全校から昨年度の段階で国の状況がわかりましたので、これを受けて、各学校でどのような形で実施をしたいかということで、希望調査をとってございます。基本的には従来どおりの小学校5年、中学校2年生がどうございますけれども、5年、2年にとどまらず、さまざまな学年でデータが出るならば実施をしたいというような希望が出ておりますので、そこにつきましては極力私どものほうでデータ処理をしてお返してあげたいという中での集まった数字でございます。小中学校から集まった数字でございます。

以上でございます。

【会 長】どうぞ。

【かわの委員】そうすると、これは小学校5年、中学校2年という数字だけではなくて、学校によっては、例えば場合によっては小学校4年生とか3年生もやったり、中学校の2年だけじゃなくて、1年も3年もということを出しているところがある。それは希望が出れば、それは全部こういう形で処理をしようというそういう数字ですか。

【教育指導課長】おっしゃるとおりでございます。一番少ないところは従来どおりの小学校5年だけでございますけれども、中には特に体育関係で力を入れていきたいという学校には、1年から6年まで全員実施をしたいという学校もございますし、特に中学校におきましては1年から3年まで全校、全学年実施ということになってございます。

以上でございます。

【かわの委員】わかりました。そのことはどうかというのは、これはまたこの問題じゃないからあれですけども、だとすると余計、やっぱり取扱いについては特に慎重に、こういうデータが本当に欲しがっている、きっとそういう人たちもいるでしょうから、そこはぜひ慎重に扱ってください。

以上です。

【教育指導課長】確かにそのようなご意見をいただきましたので、私どものほうも、特記事項の中で立ち入り調査をすることができるという項目を設けてございますので、ぜひ一度これにつきましては実施をしたいと思えます。ありがとうございます。

【会 長】ほかにございますか。

それでは、ただいまのご意見はよろしゅうございますね。

それではこれは報告事項ですから、了承ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

それでは、資料21にまいります。「新宿区立図書館2館（鶴巻・西落合）への指定管理者制度の導入について」でございます。

ご説明よろしく願いいたします。

【中央図書館長】中央図書館長の野田でございます。よろしく願いをいたします。

資料21の「新宿区立図書館2館（鶴巻・西落合）への指定管理者制度の導入について」でございます。条例の根拠は第14条第1項、指定管理者に公の施設の管理を行わせるものでございます。

2ページの事業の概要をご説明させていただきます。事業の目的は、1つ目は民間事業者の経営ノウハウや創意工夫を生かした事業展開、ニーズへの対応、2つ目は専門的人材の確保及び効率的な人材配置。そして、3つ目が柔軟な発想による経費の合理的・効果的な運用による経費の縮減でございます。対象者は都内在住者、区内在勤者、区内在学者、それから団体貸し出しの利用者でございます。

事業の主な内容ですけれども、図書館資料サービスといたしましては、図書館資料の閲覧、資料の館外貸し出し、資料の予約サービス、レファレンスサービス等でございます。レファレンスと申しますのは、必要な資料や情報を必要な人に的確に案内するサービスでございます。それから児童サービスといたしましては、第2次子ども読書活動推進計画を策定しておりますが、これら読書活動推進事業を行うというものでございます。また、学校等の連携事業、あるいはお話し会、工作会、映画会と各種事業も行います。家庭配本サービスは図書館の利用が困難な方に対して、自宅まで配本するサービスを行うものでございます。その他のサービスといたしましては、図書館サポーターとの協働や職場体験・実習生の受け入れ、映画会・講演会等の各種事業や、指定図書館が行う新たな図書館サービスを行うものでございます。また、施設管理運營業務等につきましては、図書館施設の運営管理や中央図書館、あるいは他の地域図書館との連絡調整を行います。

そしてこれらの事業を展開するために、3ページに指定管理者が取り扱う個人情報の業務を記載しております。また、4ページには指定管理者が取り扱う個人情報の項目を記載しております。具体的には氏名、性別、生年月日、小学生以下は保護者氏名、在勤登録者は勤務先名、住所、電話番号等、在学登録者につきましては学校名、住所、電話番号等、またインターネット予約利用者はメールアドレス、それから資料名と、資料に記載のとおりでございます。

3ページにお戻りいただきたいと思っております。対象となる施設は新宿区立鶴巻図書館と、同じく西落合図書館の2館でございます。21年度から導入しております地域館8館導入の最終年度になります。個人情報の記録媒体でございますが、紙と電子媒体でございます。指定管理の開始時期及び期限につきましては、平成23年4月1日から、平成26年3月31日までの3カ年でございます。

指定管理者としての情報保護対策でございますが、個人情報保護法及び新宿区個人情報保護条例等に基づき、個人情報保護基準や情報セキュリティ対策基準を定め、万全の措置をとってまいります。具体的には取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定するとともに、提供された情報は施錠できるキャビネット等に保管することとし、また、個人情報保護に関する研修も実施してまいります。

指定に当たり区が行う情報保護対策でございますが、新宿区個人情報保護条例、新宿区情報セキュリティポリシー、それから新宿区教育委員会中央図書館情報セキュリティ実施手順、これらの遵守でございます。また、協定書は5ページになりますけれども、13項目の特記事項、これは平準された特記事項ですけれども、これらを盛り込んでまいります。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ。図書館についてでございますけれども、指定管理者制度ですけれども、ないと思うんですけれども、図書館の管理も、複数の管理を引き受けているような指定者はまだないですよ。

【中央図書館長】この指定管理者については、プロポーザル方式で公募してまいります。22年度につきましては、3館とも共同企業体が選定され、21年度と22年度の管理者は違っております。しかし、21年度において戸山と中町図書館が、22年度においては四谷と大久保図書館が同一指定管理者による運営となっております。

【会長】ほかにございましたら、どうぞ。よろしいですか。

それでは本件につきましては了承ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

それでは次にまいります。資料19の「消費生活センターの機能強化のための弁護士相談の業務委託について」でございます。

ご説明よろしく願いいたします。

【消費者支援等担当課長】消費者支援等担当課長の遠山と申します。よろしくお願ひします。

それでは、資料の19をご説明させていただきます。まず、件名でございます。「消費生活センターの機能強化のための弁護士相談の業務委託について」ということでございます。条例の根拠といたしましては、個人情報保護条例の第14条第1項業務委託という形でございます。

続きまして、2ページをお開きください。事業の概要でございます。事業名はただいま申し上げました、弁護士相談、担当課のほうは消費者支援等担当課になってございます。

目的といたしましては、消費生活相談の機能強化を図るためというふうに位置づけてございます。対象者でございますが、消費生活センターへの苦情、あるいは相談を寄せられた消費者の方々ということでございます。事業の内容でございます。消費生活センターにおきましては、年間3,000から5,000件ぐらいの相談及び苦情が寄せられてございます。

中身といたしましては、悪徳商法によるものから日常生活の悩みに至るまでさまざまでございます。業者の中には少したちの悪いものもございまして、消費生活センターのほうで処分権限がないということを手にとりまして、消費生活相談員があっせんに入っても返金等々に応じないケースが多々出てございます。このことによりまして、弁護士を配置することで、相談

機能の強化を図り、あっせん不調となる件数の減を目指しているところでございます。悪徳業者からの被害を一人でも多く救済いたしまして、区民生活の安定に資するものと考えてございます。

また、付随的な目的でございますが、消費生活相談員の質の向上もあわせて図るところを考えてございます。弁護士会との協定を結びまして、消費生活に明るい弁護士さんのほうに週に1回、毎週金曜日でございますけれども、5月から配置をいたしているところでございます。

続きまして、3ページ目をお開きください。こちらのほうは、まず上から3段目の委託先でございます。委託先につきましては、東京弁護士会、第一、第二の3弁護士会ということでございます。委託に伴いまして処理される情報項目でございますが、相談者の住所、氏名、電話番号、それから相談内容ということでございます。具体的には被害でありますとか、取引業者の名前等々になろうかと思えます。処理させる情報項目の記録媒体でございますが、紙ベースでございます。

委託理由といたしましては、消費生活相談の機能強化を図りまして、あっせん解決の数を向上させるためというふうに位置づけてございます。委託の内容は書いてございますとおり、弁護士相談の配置ということでございます。委託の開始時期でございますが、22年、本年度の5月1日からやっております。具体的には7日の金曜日から開始いたしてございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策といたしましては、弁護士会との協定に当たりまして、別紙の特記事項を付すほか、弁護士会からの監督責任を明記したところでございます。受託事業者に行わせる情報保護対策といたしましては、相談記録のほうにつきまして、消費生活センター内で保存をするという形でございます。

それから4ページに特記事項をつけてございます。

説明のほうは以上でございます。

【会 長】どうぞ。

【山村委員】これは相談者の方が弁護士の方にぜひあっせんを頼みたいという場合に、こういった情報を提供するわけですか。

【会 長】どうぞ。

【消費者支援等担当課長】一義的には、普通の消費生活相談員の方のところにもまずご相談をしていただいて、法律的な観点が必要になれば、その方に場を取り次いでいただいて、話をさせていただく。あるいは話に入らせていただくというような形になります。一義的に弁護士さんいきなりという話ではございません。

【山村委員】そうしましたら、都度相談者の方にその案件を弁護士にあっせんしてもらおうかどうかということ、とりあえず了承を得てから、その情報を弁護士の方にお渡しするわけですね。すべての情報をまず弁護士の方にお渡しするのではなく、一つ一つ必要に応じてお渡しするわけですね。そうしましたら、その相談者の方の了承を得てということであれば、ここでこの場で了承を得る必要があるんですか。

【消費者支援等担当課長】条例上の業務委託の報告事項ということでございましたので、諮問というか、こういう形でやりますという位置づけではございませんので、このような形でやっておりますという説明でございます。

【山村委員】わかりました。ということは、その個人情報と……個人情報を渡すということの諮問ではなくて、業務委託をするという。はい、わかりました。ありがとうございます。

【会 長】よろしいですか。ほかにございましたら、どうぞ。

【赤羽委員】ちなみに5月からもうスタートしていますよね。5月はどのくらい相談件数があったんですか。

【消費者支援等担当課長】5月は11件でございます。4回しか、4日ございましたので、平均2から3というような形でございます。

【会 長】よろしいですか。ほかにございましたら、どうぞ。

本件は了承ということでよろしいですか。

{「異議なし」と呼ぶ者あり}

【会 長】どうもありがとうございました。

それでは、資料20にまいります。「新宿エコ隊普及事業委託について」でございます。

ご説明よろしく願いいたします。

【環境対策課長】環境対策課長です。

それでは、「新宿エコ隊普及事業委託について」ご報告申し上げます。

事業の概要でございますが、事業名は新宿エコ隊普及啓発で、担当課は環境対策課でございます。事業の目的でございますが、家庭・事業者等におけるCO<sub>2</sub>削減量を簡易算定するパンフレット等を作成・配布し、エコ隊員の普及を図り、CO<sub>2</sub>の削減量の簡易算定を行うものでございます。対象者は区民と区内の事業者等でございます。

事業の内容でございますが、対象者は区にCO<sub>2</sub>の削減パンフレットの省エネ行動チェック表を提出していただき、新宿エコ隊になれるというもので、基本的には区民が中心ですが、現在、隊員数、資料には670と書いてありますが、またふえておりまして、現在800名以上になっ



てございます。2の受託者でございますが、エコ隊登録者に、隊員証、エコ隊通信、省エネ行動チェック表を送って、省エネ行動チェック表を送り返してもらうということを、受託者のほうにやっていただく。受託者は省エネ行動チェック表を回収、集計、管理を行って、あわせてホームページ等でニックネーム、エコ宣言、PR、「新宿の森」植林事業参加PR等を行っていただく。また、受託者は区にエコ隊員の名簿とCO<sub>2</sub>削減量の簡易算定表、これを報告する。区は受託者から報告されたCO<sub>2</sub>の簡易算定表に基づき、CO<sub>2</sub>の削減量の簡易算定等を区広報等に公表して、見える化を行っていくというものでございます。

次に別紙の業務委託の資料でございますが、データの保有課は環境対策課でございますが、登録業務の名称は同じ名称でございます。委託先は特定非営利活動法人新宿環境活動ネットでございます。委託先に提供する項目は、登録エコ隊員の住所、氏名、ファクス番号、また委託先に収集させる項目も同様でございます。処理させる媒体等でございますが、環境学習情報センターのパーソナルコンピュータでございます。

委託理由は、環境全般の事業に精通し、さまざまなネットワークを持っている事業者である環境活動ネットなので、区民、事業者のエコ隊員を我々としては3,000人ぐらいにふやしたいという目標を持ってございますので、その増員に非常に有効であろうということでございます。委託内容は先ほどの事業概要で申し上げたこととほぼ同一でございますので、省略させていただきます。委託の期間でございますが、平成22年5月中旬から、平成23年3月31日まででございます。

委託に当たり、特記事項でございますが、別添のとおりでございます。委託事業者に行われる情報保護対策ですが、1番目が取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定します。また、提供された情報及び収集した情報は施錠できる金庫、キャビネットに保管いたします。また、ユーザーID及びパスワードを設定し、パーソナルコンピュータへのアクセスを制限いたします。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問ございましたら、よろしくお願いいいたします。よろしいですか。

それではこれは了承でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】どうもご苦労さまでした。

では資料18にまいります。「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査業務委託について」でございます。

どうぞ、ご説明ください。

【男女共同参画課長】子ども家庭部男女共同参画課長の下杉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、条例の根拠でございますが、第14条第1項に基づきます個人情報の提供を伴う委託の報告でございます。

それでは1枚おめくりください。

この事業の目的でございますが、男女共同参画推進施策を効果的に推進するための基礎資料というふうに書かせていただきましたが、より具体的にご説明申し上げますと、現行の新宿区男女共同参画推進計画が、平成20年度から23年度までの計画期間となっております。今年度の本調査以降、来年度にかけまして、次期計画を策定することとしておりまして、この計画づくりのための基礎資料という形で区民の方を対象としました意識・実態調査を実施するというものでございます。

対象者は18歳以上の男女の個人の方ということで、事業内容につきましては標本数2,500人を想定してございます。抽出の方法ですが、直近の住民基本台帳から年代別に割り当てた数を無作為に抽出をさせていただこうと思っております。調査項目につきましてはこれから区長の附属機関であります、区の男女共同参画推進会議でのご意見を伺いながら、50問程度決めていこうと思っております。調査の方法ですが、郵送によります。またハガキ等による、督促と書かせていただきましたが、お礼状を1回送付をする予定にしております。

調査の期間は平成22年11月中を予定してございまして、報告書につきましては今年度の3月末、また、事業者につきましてはプロポーザル方式によりまして、委託業者をこれから選定をさせていただきたいと思っております。

それではもう1枚おめくりください。3ページ目ですが、業務委託の内容でございますが、委託業者につきましてはただいま申し上げたとおり、これからプロポーザルによって決めていこうというふうに思っております。また、委託に伴い、事業者処理させる情報項目でございますが、郵便番号、住所、氏名、この3点のみでございます。処理される情報項目の記録媒体ですが、こちらはこの3点を宛名シールに打ち出しました紙媒体で提供ということでございます。委託の理由ですが、設問の作成から調査後の集計、報告等に当たって、専門知識、また技術を持つ経験豊かな業者に委託することが効率的、効果的であるためでございます。

また最後になりますが、情報保護対策でございます。こちらに記載をさせていただきました項目のほかに、例えば業者に宛名シールを渡す際、封筒に貼付する作業の直前に、なるべく直

前に渡すような形で、個人情報保護対策をより一層徹底をしまいたいというふうに考えているところでございます。

以上、簡単ですが、ご説明を終わらせていただきます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問ございましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしいですか。

どうぞ、かわの委員。

【かわの委員】かわのです。

この宛名シールを渡すということですが、その宛名シール自身はそうするとどこで印刷というのか、出すのですか。

【男女共同参画課長】区の住民基本台帳を使いますので、情報政策課に依頼をしまして、情報政策課のほうで印刷をしたものを業者のほうにシールという形で渡す、それを想定してございます。

【かわの委員】わかりました。

【会長】よろしいですか。ほかにありましたら、どうぞ。

では本件は了承ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】どうもありがとうございました。

それでは、資料22にまいります。「自殺の実態調査委託について」でございます。

どうぞ、ご説明ください。

【健康推進課長】健康部の健康推進課長の杉原でございます。健康推進課が案件が4つ続きますが、初めの3件は、担当の白井副参事から、最後の1件は私のほうからご説明をいたします。

【健康企画・歯科保健担当副参事】健康部健康企画・歯科保健担当副参事の白井でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、件名「自殺の実態調査委託について」でございます。条例の根拠は第11条第2項第5号の目的外利用が該当いたします。報告案件につきましては第14条第1項の業務委託が該当いたします。

おめぐりください。

事業の概要になります。事業名「自殺の実態調査委託」になります。この事業の目的ですが、新宿区における自殺の実態を把握し、傾向の分析などにより自殺対策の施策に反映するため

ございます。調査対象者は平成18年1月から平成20年12月までの新宿区の日本人の自殺者です。事業内容です。新宿区における自殺者の自殺の要因、背景を探るため、分析などの実態調査を委託いたします。分析依頼するデータですが、平成18年1月から平成20年12月までの新宿区内の日本人の自殺者ということになりますが、こちらは人口動態統計から情報が収集できます。

(2)の対象者数ですが、約223人。確定数は厚生労働省の人口動態統計を再確認してデータ処理をしていきたいと思えます。

おめくりいただきまして、諮問事項でございます。目的外利用ということで、調査委託をするに当たりまして、担当のほうで処理をしていく内容になります。

まず自殺の実態調査のため分析するデータの目的外利用についてですが、保有課である保健予防課が所有しております登録業務の名称として、医療費助成(精神障害者)に関する業務、登録業務の目的が障害者自立支援法の施行細則に基づく医療費助成になります。このデータを目的外利用する理由ですけれども、新宿区内の日本人の自殺者の実態を把握するため、実態調査を委託し、自殺の要因を探るということになります。

目的外利用を行う情報項目は、平成18年1月から平成20年12月までの新宿区内の日本人の自殺者で、自立支援医療制度(精神通院医療)対象者の精神疾患名ということになります。この情報を人口動態統計によるこの間の自殺者の方と突合をする予定でございます。

おめくりください。4ページになります。

こちらは、生活福祉課で保有している生活保護世帯に対する法内援護に関する業務になります。登録業務の目的は生活保護世帯に対する法内援護です。このデータの目的外利用を行う理由でございますが、新宿区内の日本人の自殺者の実態を把握するため、実態調査を委託し、自殺の要因を探るためです。目的外利用を行う情報項目は、平成18年1月から平成20年12月までの新宿区内の日本人の自殺者で、自立支援医療制度(精神通院医療)対象者の生活保護受給資格の有無について、突合を行います。

おめくりいただきまして、5ページになります。

次に報告事項になります。件名は自殺の実態調査の委託についてです。先ほどご説明いたしましたデータと、自殺者のデータを突合したものにつきまして、委託先のほうに提供していくことになります。登録業務の名称は自殺の実態調査、委託先が学校法人慶應義塾信濃町キャンパスになります。委託に伴い事業者処理させる情報項目は、平成18年1月から20年12月までの新宿区内の日本人の自殺者の年代、性別、死亡日、配偶者の有無、精神疾患名、生活保護受給資格の有無、世帯人数になります。この時点で突合したときの氏名、住所、生年月日は外し

て提供します。また、死亡日は死亡月までというふうにいたします。

処理させる情報項目の記録媒体は、電磁的媒体です。委託理由は、精神医学的観点から自殺の要因、背景などを探り、傾向などを分析し、また、区の自殺対策として有効と判断される施策について提言してもらうためです。委託の内容は（１）データの収集・分析、（２）聞き取り調査、（３）新宿区の自殺対策に関する提言、（４）実態調査報告書の作成です。

委託の開始時期及び期限は、平成22年6月2日から平成23年3月15日まで。以降継続ということで予定をしております。委託に当たり、区が行う情報保護対策は、１、契約に当たり、別紙、特記事項を付します。２として、委託に当たり、提供したデータの媒体は分析後、直ちに返却をしていただきます。

受託事業者に行わせる情報保護対策です。１として、調査情報の取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定します。２として、提供された情報は調査情報取扱者の研究室内の施錠できるキャビネットに保管をしてもらいます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【会長】ありがとうございました。自殺についての実態調査でございます。年間、大体日本全体では3万人ぐらいが自殺者の数と言われておりますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ、井上委員。

【井上委員】新宿区内の日本人の自殺者と書いてあるのは、新宿区民ではなくて、例えば新宿駅で起こったとか、これどちらなのでしょう。

【健康企画・歯科保健担当副参事】新宿区民ということで、人口動態統計からこのデータを拾ってまいります。

【会長】どうぞ。

【赤羽委員】これはちょっと確認というか、あれなんですけど、例えば、一つの病名がついた、いわゆる精神の自立支援医療を使っていた方のデータを中心という趣旨ですよ。例えば、そうするといわゆる10代の自殺者の数はこの中には、当然のことながら入らないんですよ。

【健康企画・歯科保健担当副参事】年齢は特に限っているものではございません。新宿区内での自殺者ということで、約223名の分析をかけていく予定でございまして、生活保護を受けている方の自殺率が高いということ、それから、健康問題が背景となって自殺している方、特に精神疾患が背景となって自殺している方が多いという、全国的なデータがございますので、新宿区の状態としてはどういった実態であるかということの詳細に分析をかけていきたいと考えています。

【会 長】どうぞ。

【赤羽委員】今、副参事おっしゃいましたけれども、やっぱりもともとの病症がある方たちを背景に調査するということですね。つまり、いわゆる病名として診断されたわけではなくて、自殺をするという実態もあるわけじゃないですか。だけど、具体的になかなかそういったところのデータというのはつかみようがない部分もあるわけですね。その辺をある程度認識した上で、つまり心の病にかかっている人たちをベースにしたところから、今回は実態を探っていくというような状況なんですよ。もちろん健康部さんがやるわけだから、すみません。

【会 長】どうぞ。

【健康企画・歯科保健担当副参事】この間に自殺で亡くなられた方、223人の方が生活保護を受けていたか、精神疾患があったかということを実合をしつつ、データ分析をかけていきますので、健康であった方がほかに要因があったであろうというふうに、探っていく糸口になっていくと考えております。

【会 長】新宿区は数は多いほうなんですか。

【健康企画・歯科保健担当副参事】残念ながら、新宿区は23区の中でも自殺者数が多いといいますが、数としては多いということではないんですが、自殺死亡率という、人口10万人当たりの死亡率は非常に高くなっております。

【会 長】はい、どうぞ。

【かわの委員】先ほどの赤羽委員にちょっと関連するんですけど、そうすると、この223人というのがこの3年間の新宿区内での自殺者ということになるのか。あるいはいわゆる精神疾患が原因と思われる人の自殺者ということなのか。その辺はちょっともう一回確認をしたいんですけれども。

【健康企画・歯科保健担当副参事】3年間での新宿区における日本人の自殺者全数でございます。ただ、人口動態統計といいますが、国のほうが保有しているデータですので、確定数はもう一度そちらと確認をしていきたいと思っております。

【かわの委員】そうですか。そうするとその中から、例えば先ほど言われたように、精神疾患なり、あるいは生活苦によるとかそういうものが分析することによって、一定のデータとして得られるのではないかという、そういうことを目的にやられるという、そういう認識でいいんですね。わかりました。

それからもう1点。委託先ですけれども、ここに学校法人慶應義塾の信濃町キャンパス。ここに委託をすることにした経緯というのか、なぜここにしたのかというのは何か理由はあるん

ですか。

【会 長】どうぞ。

【健康企画・歯科保健担当副参事】実際に分析をしていただくところは、慶應義塾大学の医学部ストレスマネジメント室の医局ということになります。そちらの先生につきましては新宿区の自殺総合対策会議の座長をお願いしています。また国のほうの自殺対策の会議にも出ておられるということで、見識が深いというふうに考えまして、こちらに委託することにいたしました。

【かわの委員】はい、わかりました。

【会 長】どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】1点教えてください。委託の内容の(2)関係機関等からの聞き取り調査とあるんじゃないですか。関係機関って、どの辺を指しているんですか。

【健康企画・歯科保健担当副参事】関係機関につきましては、警察、消防などを考えております。そちらでの聞き取り調査につきましては個人の情報ということでなくて、警察につきましては自殺未遂者の対応ということがあります。また、消防につきましても、未遂の方になるかと思いますが、病院への搬送というのがございますので、そういったことを地域の中で探って聞き取りをしていただきたいと考えております。

【会 長】どうぞ。

【ひやま委員】ということは、最初に数字がありました対象外の方の聞き取り調査ということによろしいんですか。

【健康企画・歯科保健担当副参事】はい、そういうことでございます。

【会 長】ほかにございますか。

なければ、本件は了承ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ではどうもご苦労さまでした。

同じですね。次は資料23です。「新宿区健康づくり区民意識調査等業務委託について」でございます。

どうぞ、ご説明ください。

【健康企画・歯科保健担当副参事】では、件名「新宿区健康づくり区民意識調査等業務委託について」でございます。条例の根拠は第14条第1項、業務委託になります。

おめくりください。

事業の目的になります。区民の健康状態や健康づくりに関する意識などの現状を把握し、今後の区の健康づくり事業への活用及び「新宿区健康づくり行動計画」策定のための基礎データとするためでございます。対象者は18歳以上の新宿区民です。

事業内容になります。平成19年度策定の「新宿区健康づくり行動計画」で掲げた各行動目標値の達成度を把握し、平成24年度からの「新宿区健康づくり行動計画」策定に際し、区民の意識を十分に反映させるためのアンケート調査を実施いたします。対象者の基本的属性のほか、区民の健康状態や健康づくり、女性の健康支援に関する意識、食に対する考え方などの現状をライフステージに応じて把握し、区民の健康における課題や健康目標を設定するなど、今後の区の健康づくり施策への活用及び「新宿区健康づくり行動計画策定」のための基礎データを調査内容といたします。

調査標本数は4,000通を予定しております。

3ページをごらんください。

業務委託の委託先でございます。委託先は、株式会社サーベイリサーチセンターです。委託に伴い、事業者処理させる情報項目は、住民基本台帳より無作為抽出した18歳以上の区民の住所、氏名及び健康推進課で回収した調査票ということになります。処理させる情報項目の記録媒体は宛名シール、こちらは情報政策課で打ち出しました紙媒体になります。調査票、こちらは無記名式でございますが、さまざまな職業等が入っておりますので、ここに上げさせていただきます。

委託理由、大量調査であり、また調査・分析のノウハウを持った経験豊かな業者に委託することにより、効率的、効果的に調査目的を達成するためです。委託の内容になります。区民の健康づくりに関する意識や状況を把握するための調査内容として、対象者は18歳以上の区民。住民基本台帳から無作為抽出します。郵送数は4,000通を予定しております。3の調査票の発送及びその分析・報告になります。調査票の返送先は、健康推進課とし、同課から委託先に調査票を引き渡します。委託の開始時期及び期限は、平成22年4月下旬から、平成23年3月31日までです。

委託に当たり、区が行う情報保護対策は、1、契約に当たり、別紙特記事項を付します。2として、業務終了後、提供した情報を返却させます。宛名シールにつきましては既に使われておりますので、そちらは回収いたしません。調査票については分析後、こちらに返却をさせていただきます。受託事業者に行わせる情報保護対策として、1、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。2として、提供された情報は施錠できる金庫、キャビネットに保管していた



だきます。

以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問ございましたら、よろしくお願ひいたします。

どうぞ、かわの委員。

【かわの委員】これは、郵送数が4,000というのは、ちょっと通常よりも多いかなという気がするけど、何かこの数字というのは根拠があるんですか。

【健康企画・歯科保健担当副参事】平成19年に行いました前回調査を3,000という標本数で行っております。今回の健康づくりに関する調査につきましては、今後、女性の健康支援と、がん対策に力を入れていくため、調査項目も追加することを考えているため、4,000件と標本数も多くいたしました。

【かわの委員】わかりました。

【会 長】ほかにございますか。

それでは、本件は承認ということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ではどうもご苦労さまでした。

資料24にまいります。「新宿区妊婦歯科健康診査、健診及び歯科相談業務委託について」でございます。

どうぞ、ご説明よろしくお願ひいたします。

【健康企画・歯科保健担当副参事】では、件名「新宿区妊婦歯科健康診査、健診及び歯科相談業務委託について」でございます。

条例の根拠は第14条第1項業務委託になります。

おめくりいただきまして、事業の目的です。妊婦及び産婦の口腔の健康の維持・増進を図るためです。対象者は区内に住所を有する妊婦もしくは産婦になります。事業内容でございます。対象者に対し、指定した医療機関にて無料で歯科健康診査及び歯科相談などを受診できる、妊婦歯科健康診査受診票を交付いたします。この妊婦歯科健康診査受診票につきましては、母子手帳と一緒に同時配布、またはそのときに交付できなかった方につきましてはご連絡をいただいた上で、別途郵送、または窓口にいらして、母子手帳を提示された方にはその場で交付というような形になります。

事業の流れですが、 として、区が受診票などを作成し、対象者に交付いたします。 とし

て、対象者は受診票を指定した医療機関に持参し、受診していただきます。として、区より、指定した医療機関に対し、委託料を支出するという事業の流れになります。上記の につきましては、区内の歯科医師会会員の協力歯科医療機関に業務委託で実施をすることになります。

3 ページをおめくりください。

委託先になりますが、具体的には社団法人東京都歯科医師会牛込支部・同四谷支部、並びに社団法人東京都新宿区歯科医師会の会員で、協力していただけるという診療所が委託先になります。委託に伴い、事業者処理させる情報項目です。対象者の住所、氏名、電話、生年月日、年齢、出産予定日または出産日、歯の状態など、口腔内所見、質問欄に記載された事項になります。処理させる情報項目の記録媒体は紙媒体です。

委託理由、歯科健康診査及び歯科相談は、高度な専門知識を要する業務であること。また本事業が妊娠中から身近な地域でかかりつけ歯科医を持ち、産後やその子どもを含めた口腔の健康の維持・増進を目的の一つとしていることから、区内歯科医師会の協力歯科医療機関に委託します。委託の内容は、先ほど述べたとおりでございますが、区が作成した妊婦歯科健康診査受診票を持参した対象者に対し、歯科健康診査及び歯科相談を行うことになります。実施後は、区へ事業結果を報告してもらいます。

委託の開始時期及び期限ですが、平成22年5月1日から、以降継続になります。

委託に当たり、区が行う情報保護対策は、契約に当たり、別紙特記事項を付します。受託事業者に行わせる情報保護対策としまして、個人情報保護法、医療・介護関係事業者における個人情報取扱いのためのガイドラインを遵守するということになります。

以上でございますが、本報告につきましては、本来であれば、事前報告をいたすべきところでしたが、遅くなりましたことをおわび申し上げます。

以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問ございましたら、よろしくお願いいいたします。

【副会長】これは、まず、健診までいいんですけど、健診をした結果、歯科医師が何かを、調査票をつくるわけですね。それを区へ報告するんじゃなくて、社団法人に各医師は報告して、歯科医師会、この支部が報告書をつくって、区に送るんでしょうか。まずちょっと流れですけれども、確認。

【会 長】どうぞ。

【健康企画・歯科保健担当副参事】まず、区で作成いたしました受診票を持って、区民の方が

診療所に行ってくださいことになります。その受診票につきましては3枚つづりになっておりまして、1枚はご本人が保管することになります。1枚はカルテと同様でございますので、その情報につきましては医療機関で保管をしていただくことになります。あともう1枚につきましては、区への報告事項として各医院が歯科医師会を通じて、区のほうに報告をしていただきます。ただし、歯科医師会のほうにはその情報は保管はされません。

【副会長】要するに調査票そのもののが、委託の内容の最後の文章は、実施後、区へ事業結果を報告するという事になっているから、何かとりまとめの報告書が来るのかなと。どこかがその報告書をつくる手続があるかなというのが質問の趣旨です。

【健康企画・歯科保健担当副参事】失礼いたしました。報告書といいますか、各医院が一人一人健診をしたものを束ねていただき、表紙をつけた束を歯科医師会を通じて、区のほうに送っていただくというような段取りになります。よろしいでしょうか。

【副会長】問題は、歯科医師会とか支部での受診票の管理というのかな。要するにそこを通さないで、もう区に直接来てもいい。ただ、取りまとめだけのことであればね。やっぱり何かよそで使われる可能性、ちょっと私は危惧しているわけで、その支部がそういう情報を持って、歯科医師会が何かお使いになるとか、使う目的がしっかりしていればそれはそれで、その区が何かの業務を委託すればいいんですけども、何かこれだと歯科医師会を通る理由もないし、今の束ねて届くだけであればね。何か歯科医師会がどういうふうに関与するのかなというのが興味あるんです。

【健康企画・歯科保健担当副参事】各医院で記録された健診票のデータに漏れがあったりしますと、もう一度各医院に返して、そこでまた書き込んでもらったりするという手間がございます。そのため、まず第一段階、歯科医師会のほうで全部責任を持ってチェックをしていただき、必要があれば各医院に返して、漏れのないものを区に送っていただくということになりまして、その都合で歯科医師会を1回通すというような形をとっております。

【副会長】いずれにしろ、歯科医師会に情報が一たん集まるわけなので、その取扱いは結構重要だと思うんですね。要するにどういう形で、そこが情報を持ったらいけないということを行っているのじゃなくて、そこが一時期個人情報を集めるわけですよ。その管理がどうなっているか。今、手続の流れを聞いたから大体わかりましたけど、そこで例えばコピーされないとか、何か集計票がそこでつくられるのかどうか知りませんが、そういうものが、支部でどんな作業が行われるのかなというのを実は説明していただかないと、個人情報保護のこちらの今度は審議ができないということなんです。

ただ、右から左なのか。そこで何か処理がされるのか。

【会 長】どうぞ。

【健康企画・歯科保健担当副参事】歯科医師会でやっていただくことは、受診票の点検になります。そこに記載漏れがないかどうかというようなことを点検をしていただいています。その点検の最中の保管等につきましては、受託事業者に行わせる情報保護対策を適用することになります。

【会 長】ほかにございましたら、どうぞ。

【かわの委員】そうするとこの2つの支部と1つの医師会ですけれども、これで全部合わせると委託先、委託先はここかもしれません、実際にそれをやる歯医者さんの数というのは何件ぐらいになるんですか。

【健康企画・歯科保健担当副参事】約190件でございます。

【かわの委員】それからもう一つは、これをやったことによって、これをもとに具体的に190の歯科医院がそれぞれ例えば具体的に医療行為を、歯科は医療と言わないのか、治療行為を行うということに使うということについては、何か規定のようなものはつくっているんですか。

【健康企画・歯科保健担当副参事】健診は健診だけで終始してもらうことになっています。ただし、診療報酬上の規定によりまして、同じ医院で、健診の結果、治療に入った場合は初診料ではなくて、再診料から取っていただくというような診療報酬上の縛りはございますので、結果を先生のほうで、カルテと一緒に使っていただくことは構わないことになります。

【会 長】よろしいですか。ほかにございましたら、どうぞ。

では本件につきましては了承ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもご苦労さまでした。

資料25にまいります。「特定健診特定保健指導事業の分析業務委託について」でございます。それではどうぞよろしくご説明ください。

【健康推進課長】資料25は健康推進課長のほうからご説明をいたします。

業務委託に関する報告事項でございます。

早速ですが、事業の概要でございます。事業名は「国民健康保険及び特定健診・特定保健指導」でございます。担当課は健康推進課。目的でございますが、特定健診、いわゆるメタボリックシンドロームの予防のための特定健診と、特定保健指導、それぞれの受診を勧奨してございます。指導の利用も勧奨してございます。こういう勧奨の結果と、健診等の結果データ及び

レセプトといいまして、診療報酬の明細書でございますが、このデータの突合分析により、新宿区の国民健康保険加入者の健康実態を明らかにし、効果的な特定健診、特定保健事業を実施するためでございます。対象者は国民健康保険加入者。

事業内容でございますが、特定保健指導による予防の効果などの評価を実施すること。これが求められてございますので、現在、特定健診の健診等結果データとレセプトデータの突合分析を委託により実施してございます。この委託先は後ほど申しますが、研究機関でございます。本件については昨年の個人情報保護審議会でご承認をいただいて、実施してございます。その分析をより効果的に行うためには、現在の分析に加えて、特定健診の受診勧奨の効果及び特定保健指導の利用勧奨の効果についても評価することが必要と考えてございます。

このため、新たに特定健診の受診勧奨の結果と特定保健指導の利用勧奨の結果を、特定健診の健診等結果データ、レセプトデータの突合分析の委託に加えて実施するものでございます。新たに実施する分析の内容は、特定健診のほうは受診勧奨の結果、受診した集団と受診しなかった集団の医療費分析を行います。一方、特定保健指導の利用勧奨の結果、利用した集団と利用しなかった集団については特定健診の結果の年次比較を行う。こういう道筋でございます。

3 ページでございます。右のほうに委託業者が書いてございますが、厚生科学研究循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業として、各種健診データ、レセプトデータによる保健事業の評価に関する研究班。研究代表者は、横浜市立大学大学院医学研究科情報システム予防医学部門でございます。データ突合と解析の担当は、国立保健医療科学院人材育成部でございます。

中段でございますが、情報の記録媒体は、区のほうでは紙と電磁的媒体でもってございますが、こちらを電磁的媒体、具体的にはCDで提供をします。保有している情報項目は別紙1でございまして、相当の分量ですが、提供項目は別紙2に列挙しました。

委託の理由でございますが、レセプトデータが5、6万件と大量に見込まれるので、事務の効率化からも外部委託が必要なところでございます。医療費適正化の観点から、分析研究をしている実績のある機関に、こういうデータとレセプトデータの突合分析を委託して、効果的、効率的な事業評価を実施するというものでございます。

委託内容は先ほども申し上げたとおりでございます。

委託の開始時期でございますが、21年8月1日からもう既にスタートして、23年3月31日までのものに、今回新たに追加をするというものでございます。

委託に当たって、区が行う情報保護対策は、契約に当たって、データの変換、その他を書いた特記事項を付すものでございます。委託事業者の情報保護対策としましては、取扱責任者、

取扱者をあらかじめ指定させ、提供された情報は施錠できる金庫に保管させ、入退室管理も実施させるといふものでございます。

何枚かおくらせていただきますと、別紙2と書いたデータがございます。8ページです。

別紙2は、提供するデータでございますが、初めの1と2がこのたび新たに提供するデータでございます。21年度の特定健診の受診勧奨をした勧奨通知を送った対象者、個別に電話勧奨を行った対象者、そのうち電話がつながらなかった者のデータ。それから特定保健指導の利用勧奨結果データのほうは、として特定健診指導の利用券を発送した対象者。個別の電話勧奨を行った対象者。そのうち電話がつながらなかった者でございます。

なお、既に提供しているデータについても、そこに書いてございますが、個人が特定されるような情報につきましては、中段にございますように、すべて暗号化して提供しているものでございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。よろしいですか。

では本件は了承ということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】どうもご苦労さまでした。

まだ、26、27、28というふうには3つ残っているんですが、これはきょうは必ずしもやらなくても結構だということを知っているのですが。

【区政情報課長】はい。次回で大丈夫です。

【会長】次回にお譲りしてよろしいでしょうか。4時ですからね。

ではお約束の時間がまいりましたので、これで終わります。

それでは、きょうはこれで一応終了いたしました。

事務局のほうから、次の審議会などについて。

【区政情報課長】次回の審議会は、7月7日、水曜日の午後2時からを予定しております。場所につきましては、お隣の第3委員会室となっております。よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

【会長】委員の方、何かございましたら、どうぞ。

【井上委員】事務局にあれなんですけれども、最初の特別永住者の方の給付金の話だったんですけど、ほかの案件を見ていると、やはり一番下の部分なんですけど、媒体は紙じゃなくて、電

子媒体じゃないかと思うんですけど、目的外利用はあくまで名寄せをするときに使うのは、紙ではなくて、電子媒体でやっているんじゃないかと思imasるので、名寄せした結果を紙にして、だれかが使うんであって、名寄せするということ自体は、紙でやるんじゃないかと、電子媒体でやるんじゃないでしょうか。

【区政情報課長】こちらの資料15のほうを見ていただきますと、保有元というところがありまして、登録業務に係る個人情報の記録媒体は電磁的媒体という形になっております。

【井上委員】下から3欄、目的外利用を行う際に使用する記録媒体。

【区政情報課長】これは要するに登録業務に係る個人情報の記録媒体として、紙という形になっておりますので、それが紙というもの。紙に打ち出した結果という形のものになってございます。

【井上委員】さっき慶應病院のときと合わないですね。

【区政情報課長】慶應病院……

【会 長】ほかにございますか。どんなことでも結構ですけれども。

どうぞ。

【区政情報課長】これにつきましては自殺の実態把握ということで、登録業務に係る個人情報の記録媒体も電磁的媒体になっておりますので、やはり電磁的媒体ということで行われるものです。

【井上委員】先ほど名寄せをするのが目的だという話になったので、名寄せするときに目的外利用をされているのであるならば、私はてっきり紙で打ち出したものを7枚集めて、ラインマーカーでもやって、名寄せをしているのかなと思ったので。

【区政情報課長】名寄せした結果が紙に出力されるということで、自殺の実態調査については電磁的媒体で、CD等のもので利用するという形になります。

以上です。

【会 長】よろしいですか。ほかにございましたら、どうぞ。どんなことでも結構ですが。では、ないようでしたら、きょうはこれで終了いたします。

どうも大変長い時間、ご苦労さまでございました。どうもありがとうございました。

午後4時5分閉会